

事務所通信

2014 年 7 月号 No.109



(親不知)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------------|----|------------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 電子渡航認証システム申請とは | P4 |
| … 明るく生きる | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● パートタイム労働法が変わります | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

明るく生きる

明るい気持ちを習慣にして欲しいのです。私の会社でどういう社員さんが欲しいかというと、明るい社員さんです。明るい人というのはそんなに難しいことではなくて、朝来たら「おはよう」と大きな声で言ってくれる人、名まえを呼んだら「はい」と返事をしてくれる人です。それだけで随分と違うのです。

暗い社員さんの周りには人がいません。反対に明るい社員さんの周りには不思議と人が集まっている。これだけで分かるでしょう、小さな人生なのか大きな人生なのか。それに暗い人は中傷があったときに、いきなり直撃を受けますが、明るい人は、取り巻いている周りの人が守ってくれるのです。だから「明るく生きたほうがいいですよ」と私は言いたいのです。

陽気な人（大きな人生）	→	人からの中傷を周りの人が守ってくれる
陰気な人（小さな人生）	→	人からの中傷が本人を直撃

明るく陽気にワッショイ、ワッショイと働く人がいます。反対に陰気に働く人がいます。心は一つですから、明るい暗いかのどちらかです。明るく、ワッショイ、ワッショイと、働いている人を他社の社長さんが見たときに「こんな明るい社員さんなら私の会社に欲しいなあ」と思います。

私は、「サラリーマンをするなら、一度や二度は、他の会社から、うちに来て欲しいといわれるような人生をおくってください」と言っています。それには、まず「明るい」ということであります。お嫁さんにしたいとか、お婿さんにしたいとかは、やはりキビキビと明るく澁刺と働いている人に声がかかる可能性が高いのです。だから、明るく生きたほうがいいですよ、と言っているのです。そうはいっても、職場の上司が、陰気で厳しく、どうしても暗くならざるを得ないというようなときがあるかもしれません。しかし今こそ、人生をつくる絶好のチャンスであると思ってください。「逆境が人を育てる」のです。天が逆境を与えてくれるのは、その人物が強いからです。弱い人物には天は試練を与えてくれません。誰でも最後には立派な花を咲かせることが出来ます。逆境のときに静かに根を伸ばして待つのです。武将の山中鹿之介がこんな歌を詠んでいます。「憂きことの なおこの上に 積もれかし 限りある身の 力ためさん」

これはどういうことかということ、苦しいことよ、もっとこの身にやって来い、こう言って山中鹿之介は難問を切り開いていったのです。苦しいことよ、もっと俺にやって来いと言って向かっていくことが大切です。暗い人はせめて十日間だけ、心の持ち方を明るく持ってみようと思ってください。そうすると必ず変化が訪れます。暗い顔をして会社に行ったら誰も声を掛けてくれません。十日間だけでいい、会社へ行って真っ先に「おはようございます」と大きな声で挨拶をしていれば間違いなく周りの人が変わってきます。

明るい性格になりたい人は、先ず明るくなりたいたいと思うことです。そして、人を見たら微笑むことです。微笑む、そして、労りの言葉と優しい言葉を発し続けたら、三年もすれば本当に明るい人と言われるようになる。だから、明るい会社をつくり上げるために、一人ひとりが明るさを目差すことです。一流の人で暗い人はいません。一流の人は明るいのです。だから、一流を目差す皆様にどうしても明るくなって欲しいのです。



（ 松岡 浩のエッセイより ）

消費税簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度を適用している場合のみなし仕入率が下記のとおりとなります。

○ これまで第4種事業であった保険代理店等の金融保険業

4種事業	⇒	5種事業
みなし仕入率		
60%	⇒	50%

○ これまで第5種事業であった不動産業

5種事業	⇒	新たに6種事業
みなし仕入率		
50%	⇒	40%



※ここでいう不動産業には、主として不動産の売買・交換・賃貸・管理又は不動産の売買・賃貸・交換の代理・仲介を行う事業所、駐車場の経営も含まれます。

《適用時期》

この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

《参考》

	創設時	平成3年改正 (平成3年10月 から適用)	平成8年度改正 (平成9年4月から 適用)	平成15年度改正 (平成16年4月から 適用)	改 正 (平成27年4月 から適用)
--	-----	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------

適用上限 (課税売上高)	5億円	4億円	2億円	5,000万円	5,000万円
-----------------	-----	-----	-----	---------	---------

みなし仕入率	卸売業	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)	90% (第一種)
	小売業	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)	80% (第二種)
	農林水産業		70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)	70% (第三種)
	鉱業		60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)	60% (第四種)
	建設業			50% (第五種)	50% (第五種)	50% (第五種)
	製造業			50% (第五種)	50% (第五種)	40% (第六種)
	料理飲食業等					50% (第五種)
	金融業及び保険業					50% (第五種)
	運輸・通信業					50% (第五種)
	サービス業					50% (第五種)
	不動産業					40% (第六種)

(引下げ)

【新設】

< 原 >

パートタイム労働法が変わります

パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の一部を改正する法律が、４月２３日に公布されました。

この法律は、パートタイム労働者の方々の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲を拡大するとともに、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設等を行うものです。

改正のポイント

I 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、これまで、(1) 職務内容が正社員と同一、(2) 人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、(3) 無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることとされていましたが、改正後は、(1)、(2) に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。

II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全ての短時間労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます。

III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

IV パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

なお施行日は、公布の日（平成２６年４月２３日）から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日とされています。

ESTA（電子渡航認証システム）申請とは

2009年1月12日より、ビザ免除プログラム（90日以内の観光・商用目的）を利用してアメリカを訪れる旅行者は、事前にインターネット上で、『ESTA: Electronic System for Travel Authorization の略（電子渡航認証システム）』を申請することが必要となっております。

※グアムに短期商用・観光目的での渡航予定で、グアム-北マリアナ諸島連邦ビザ免除プログラムを利用して入国する渡航者は、ESTAの事前申請は必要ありません。ただし、最大45日までの滞在



<以前> 飛行機や船の中で、米国出入国カード(I-94W)を記入

<2009年1月12日より義務化> 上記の記入が廃止となり、オンラインでの申請に変更(ESTA)

- 入力事項はパスポート番号等の基本的なもの
- ESTA申請は、渡航前であればオンライン上でいつでも実行可能
- ESTAの承認を受けていないと飛行機等に搭乗不可
- 飛行機の中やアメリカに到着後の申請は当然不可
- ESTA申請は必ずオンライン（インターネット）で実施
 - ※携帯電話での申請は不可、郵送等での申請も不可
- パソコンがないあるいはインターネットが使えない場合、旅行代理店等による代理申請で対応可
- ESTA申請費用は\$14で、支払いはクレジットカードかデビットカードによる
 - ※銀行振込み等の方法での支払いは不可、クレジットカード等での支払が不可能な場合は、旅行代理店などによるESTA代行申請を利用
- ESTAの有効期限は2年間、この期間中は何度でも渡航が可能
 - ※パスポートの期限切れやパスポートの破損等で、新しいパスポートを取得した場合、ESTAの有効期限も失効となる
 - ※ESTA申請後、2年が経過又はパスポート期限が切れた時、ESTAの再申請が必要

外務省HP (http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_esta.html) より抜粋



< 青 木 >

消費税率引き上げに伴う食事の支給に係る非課税限度額の計算

Q 当社はこれまで従業員に月 7,000 円分（消費税込）の食券を配布し、その 50%相当額の 3,500 円分を給与から徴収していることから、当社が負担している月 3,500 円分の経済的利益については従業員の給与として課税されていません。

今回の消費税率引き上げに伴い、次のように従業員に支給する金額を変更し、従業員から徴収する金額を据え置いた場合には、その経済的利益についてはこれまでどおり非課税で良いでしょうか？

- 配布する食券の金額 7,000 円から 7,560 円に変更
- 給与からの徴収額 3,500 円に据え置き

A 所得税基本通達に定める食事代の支給による非課税限度額の適用に当たっては、その経済的利益につき、所得税法等に定める金額から、消費税等の額を除いた金額をもって、非課税限度額を超えるかどうかの判定を行うこととされています。

ご質問の場合、消費税率引き上げ後において支給される食券の価額は、月額 7,560 円とされることから、その 50%は 3,780 円となります。また、会社が月額 7,560 円の食券を従業員に支給する場合において、従業員から月額 3,500 円を徴収すると会社の負担額は月額 4,060 円となります。

この月額 4,060 円から消費税等の額を除いた金額が 3,750 円となりますので、ご質問の場合は所得税基本通達に定める非課税とされる要件を満たさないこととなりますので、会社が負担することとなる 4,060 円の経済的利益は給与課税されることとなります。



研 修 予 定

日 時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
7月25日（金） 午後6時30分～	テルモ経営研究会 美しい心が輝く教習所！ 益田ドライビングスクール ビデオ研修	加藤輝守税理士事務所 2F セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

- ①信用保証協会の保証料の引き下げ ②低金利での融資制度 ③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度 などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

冷奴



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇



洗って切って盛り付けるだけでいいから冷奴は簡単。でも熱湯で1～2分、豆腐がグラグラと動く程度にゆでて、冷水で冷やしてから食べるとよりおいしくなる。豆くささが抜け、殺菌効果もある。

教育モチベーションカレンダーより

（担当：こばやし）



休日カレンダー



7月(文月) July

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 原・田中
6	7	8	9	10	11	12 斉藤・青木
13	14	15 一日公庫	16	17	18	19 倉又・小林
20	21 海の日	22	23	24	25 テルモ経営研究会	26
27	28	29	30	31		

・網掛けの日が当事務所の休日です。

(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

7月の税務

7月10日 平成26年6月分の源泉所得税・住民税の納付

7月15日 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日 平成26年5月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付

平成26年11月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付

平成27年2月、平成26年8月決算法人の消費税の中間申告、納付

所得税の予定納税(第1期分の納付)

7月決算法人で次期消費税の簡易課税制度の選択等の場合の諸届出



◆◆ あとがき ◆◆

ブラジル・ワールドカップの決勝トーナメントが面白くて、毎日つついテレビで観戦してしまいます。日本が決勝トーナメントに進めなかったのは残念ですが、世界の選手たちのプレーに胸が熱くなります。

私も選手たちのように、お客様に感動していただけるよう一生懸命仕事に取り組んでいきたいと思います！

〈 丸 田 〉